

## ○排水機場に付随する排水樋門のゲート操作要領

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 警戒体制（第5条―第7条）
- 第3章 機場等の操作の方法等（第8条―第12条）
- 第4章 雑則（第13条―第18条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （要領の趣旨）

第1条 梅田、水門町、新堀川、横塚、古坦排水樋門（以下、「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

##### （操作の目的）

第2条 樋門の操作は、一級河川阿武隈川、一級河川逢瀬川及び一級河川谷田川（以下、「河川」という。）からの梅田、156号、146号、125号及び109号雨水幹線（以下、「雨水幹線」という。）への逆流を防止することを目的とする。

##### （用語の定義）

第3条 この操作要領において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- （1）「遠隔操作」とは、樋門に隣接した排水機場内の操作盤又は下水道管理センターの中央監視室において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。
- （2）「機側操作」とは、樋門にある開閉装置において、河川や雨水幹線等の状況を目視等で確認しながら行う操作をいう。
- （3）「外水位」とは、河川の水位をいう。
- （4）「内水位」とは、雨水幹線側の水位をいう。
- （5）「バイパスゲート」とは、自然排水を制御するために設置するゲートをいう。
- （6）「流入ゲート」とは、雨水幹線より排水機場に流入する流入口に設置するゲートをいう。
- （7）各用語の関連は、別表1による。

##### （操作の基本方針）

第4条 樋門のゲート操作は、原則として機側操作を主たる操作方法とする。ただし、第8条及び第10条に定める場合は、遠隔操作を主たる操作方法とし、遠隔操作ができない場合は機側操作を主たる操作方法とする。

## 第2章 警戒体制

### (警戒体制の実施)

第5条 郡山市上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 各排水樋門において、別表2による水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他、洪水注意報又は洪水警報が発令されるなど、洪水が発生するおそれがあるとき。

### (警戒体制における措置)

第6条 管理者は、警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員（以下、「現場操作員」という。）等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) 第8条第1項の操作を行っている場合において、河川の氾濫及び堤防、背後地の状況、水防活動の状況、現場操作員からの情報等（以下、「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、現場操作員に退避を指示すること。
- (5) 緊急を要する場合には現場操作員が指示以前に退避できるものとし、退避後速やかに健康状態、退避場所及び退避時の操作状況を報告させること。
- (6) その他機場等の管理上必要な措置。

### (警戒体制の解除)

第7条 管理者は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

## 第3章 樋門等の操作の方法等

### (洪水時の操作方法)

第8条 管理者は、各排水機場の外水位が別表2に示す水位以上であるときは、次の各号の定めるところにより樋門のゲート等を操作するものとする。

- (1) 河川から雨水幹線への逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲート（以下、「ゲート」という。）及びバイパスゲートを全開し、流入ゲートは全閉にする。
- (2) 河川から雨水幹線への逆流が始まったときは、バイパスゲートを全閉にする。
- (3) 前号の状態において、内水位が上昇し、雨水幹線周辺で浸水等の恐れがあるとき

は、流入ゲートを全開にする。

(4) 第2号の状態において、背後地における雨水幹線損傷等による河川からの逆流のおそれがあるときは、樋門のゲートを全閉にする。

2 前項の場合においては、樋門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第9条 管理者は、各排水機場における外水位が、別表2に示す水位未満のときは、樋門のゲート及びバイパスゲートを全開にして、流入ゲートは全閉にするものとする。

(操作の方法の特例)

第10条 管理者は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、樋門を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第11条 管理者は、第8条第1項により樋門を操作したときは、必要に応じて郡山市災害対策本部のほか、細則に定めるところにより、関係機関に通知するものとする。

(操作等に関する記録)

第12条 管理者は、樋門等を操作したときは、次に掲げる事項のうち該当するものを記録しておくものとする。

- (1) 樋門等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 第10条に該当するときは、操作の理由
- (4) 第11条の通知の状況
- (5) その他、現場状況等参考となるべき事項

#### 第4章 雑則

(点検その他の維持)

第13条 管理者は、樋門を操作するために必要な機械、器具等については、細則で定めるところにより点検その他の維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第14条 管理者は、樋門等を操作するために必要な外水位の観測を行うものとする。

(訓練)

第15条 樋門等の操作にかかる訓練として、細則の定めるところにより、設備の動作確認を定期的に行うものとする。

- 2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。
- 3 第1項に規定する訓練により、逆流の防止又は現場操作員の安全確保に必要があると認める場合は、操作要領を変更するものとする。

(記録の作成と保存)

第16条 管理者は、樋門等の管理に関する事項については、記録を作成し、保存するものとする。

(異常等の報告)

第17条 管理者は、次の各号に掲げる場合においては、速やかに関係機関に報告するものとする。

- (1) 樋門または樋門の付属施設等に異常を認めたとき。
- (2) その他事故等が発生したとき。

(細則)

第18条 本要領に定めるもののほか、本要領の実施のために必要な事項は、細則で定める。

附 則

- 1 本操作要領は、令和5年3月24日から施行する。

別表 1

## 【用語の関連】

	梅田 排水樋門	水門町 排水樋門	新堀川 排水樋門	横塚 排水樋門	古坦 排水樋門
河川名	一級河川 逢瀬川	一級河川 谷田川	一級河川 阿武隈川	一級河川 逢瀬川	一級河川 阿武隈川
雨水幹線名	梅田	156号	109号	146号	125号
排水機場名	梅田 ポンプ場	水門町 ポンプ場	古川 ポンプ場	横塚 ポンプ場	古坦 ポンプ場

別表 2

## 【警戒体制の実施】

	梅田 排水樋門	水門町 排水樋門	新堀川 排水樋門	横塚 排水樋門	古坦 排水樋門
外水位 (標高)	0.75m (221.794)	1.00m (220.889)	※2.664m (219.494)	1.50m (220.080)	※1.600m (218.430)

※新堀川及び古坦排水樋門は、阿武隈川阿久津観測所の水位とする。